

医薬品的効能効果の標ぼう実態 1

合法ハーブwiki +

合法ハーブの情報+評価

⚠️ サイトご利用前に必ずご確認ください

- ・人体への摂取目的や、みだりに使用目的でのサイト閲覧禁止
- ・未成年のサイト閲覧禁止
- ・当サイトは製品の紹介をしているまとめサイトであり、禁止事項を助長するものではありません
- ・当サイトは利用者の協力の元に成り立っております
製品に対する評価などお寄せ頂けると幸いです
- ・明らかに人体摂取等を思わせる利用者がいた場合には、アクセス制限など
設けさせて頂く場合がございますので予めご了承下さい

アンドロメダ2

Categories: X-ROYAL, 合法ハーブ

Tags: 16世代



X-ROYAL社より合法ハーブ『アンドロメダ2』登場。

明るい系

鋭い香りのハーブです!

(メーカーより)

16世代対応ハーブ

新着合法ハーブ

アンドロメダ2

スーパーフレアハイスピードチャージ

スーパーフレアハイパーヘビーチャージ

マジックスカル

ベストサマーエパー

カップケイクス

サマーホリデイズ

パカロロブルーベリークシュ2nd

パカロロタッチスキャンク2nd

刀-KATANA-

Ash Herb

カップケイクス

サマーホリデイズ

パカロロタッチスキャンク2nd

パカロロブルーベリークシュ2nd

ベストサマーエパー

マジックスカル

5

医薬品的効能効果の標ぼう実態 2

合法ハーブwiki +

合法ハーブの情報+評価

⚠️ サイトご利用前に必ずご確認ください

- ・ 人体への摂取目的や、みだりに使用目的でのサイト閲覧禁止
- ・ 未成年のサイト閲覧禁止
- ・ 当サイトは製品の紹介をしているまとめサイトであり、禁止事項を助長するものではありません
- ・ 当サイトは利用者の協力の元に成り立っております
製品に対する評価などお寄せ頂けると幸いです
- ・ 明らかに人体摂取等を思わせる利用者がいた場合には、アクセス制限など設けさせて頂く場合がございますので予めご了承下さい

合法ハーブとは

一般に「ハーブ」というと、薬用の薬草やスパイス等として有用な植物を指します。

香りや味などの風味を目的として用いられるキッチンハーブを指すことが多いです。

合法ハーブとは幻覚成分を含むハーブのことです。「合法」という名目で大麻の代用品として利用されています。

ナチュラルドラッグや脱法ハーブとも呼ばれています。

マリファナなどに含まれるカンナビノイド(鎮痛、多幸感、幻覚作用をもたらす物質)を科学合成により、人工的に作り出した成分を加えてマリファナ同様の効果をもたらすものです。

「合法」とは単に法整備が間に合っていないだけのことであり、本来は法に引っかかる成分が含まれている合法ハーブも存在すると言われています。

ご使用はご自身の判断で正しい利用方法の上で使用すること。

新着合法ハーブ

アンドロメダ2
スーパーフレアハイスピードチャージ
スーパーフレアハイパーヘビーチャージ
マジックスカル
ベストサマーエパー
カップケイクス
サマーホリデイズ
パカロロブルーベリークシュ2nd
パカロロダッチスカンク2nd
刀-KATANA-

Ash Herb

カップケイクス
サマーホリデイズ
パカロロダッチスカンク2nd
パカロロブルーベリークシュ2nd
ベストサマーエパー
マジックスカル

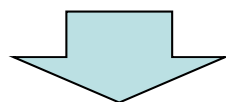
6

危険ドラッグ迅速規制のための独自規制1

規制対象の特定

危険ドラッグの販売実態・効能効果の標ぼう実態に着目

- ロコミサイトなどで効能効果が標ぼうされているため、
- 身体に使用しないものと販売されていたとしても
身体に使用されるおそれがあると認められるもの



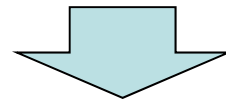
知事監視製品

第11条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

危険ドラッグ迅速規制のための独自規制2

規制の方向性

危険ドラッグの販売実態どおり、身体に使用されなければ健康被害・事故発生を防ぐことができる。

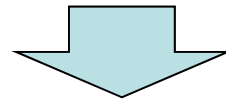


「身体に使用しない物」と称するのであれば、身体に使用しない物として販売し、使用することを販売者と購入者の両者に徹底するための義務付け

知事監視製品販売者・購入者の義務 1

県内店舗で販売・購入

- ① 【販売者】知事監視製品販売届出
- ② 【販売者】製品毎の使用説明書を作成
- ③ 【販売者】購入者に使用説明書を交付・使用方法説明
- ④ 【購入者】販売者に誓約書(身体使用しない・説明を受けた使用方法を遵守する)を提出
- ⑤ 【購入者】誓約書の内容を遵守
- ⑥ 【販売者】誓約書の受取後の販売



知事監視製品の購入

知事監視製品販売者・購入者の義務 2

県外店舗・インターネットで購入

販売者による説明・販売者への誓約書提出が不可

県内で知事監視製品を所持するに至ったとき



- ① 【購入者】直ちに県に届出書（誓約書（身体使用しない））を提出
- ② 【県】購入者に説明書を交付
- ③ 【購入者】誓約書・説明書の内容の遵守義務

知事監視製品にかかる罰則

	間接罰
販売業の届出・変更届出	罰金20万円以下
説明書の交付 販売時の使用方法説明	
販売業者への説明書の提出要求	
販売業者への説明書の改善要求	[警告命令のみ可能]
販売時の誓約書受取・保存	罰金20万円以下
仕入記録の作成・保存	
購入時の誓約書の提出 県内の場合、販売業者へ 県外の場合、知事へ	[警告に従わない者] 過料5万円以下
誓約・説明書の内容遵守	

※ 間接罰 : 警告 → 命令 → 罰則

ただし、購入者に対しては 警告 → 罰則(過料) 11

法令 & 条例による危険ドラッグ対策：迅速規制

